

# 市役所からの お知らせ

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

総務課 ☎ 43-1111  
 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147  
 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309  
 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351  
 神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352  
 桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001  
 上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

## 平成 24 年度 仙北市職員採用試験のお知らせ

### ●試験区分・採用人数・受験資格／

#### ◆一般行政職：若干名

大学卒…①昭和 58 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた方

②平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、大学卒または平成 25 年 3 月卒業見込みの方

高校卒…昭和 62 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた方で、短期大学卒業者を含みます。（学校教育法による大学を卒業した方もしくは平成 25 年 3 月卒業見込みの方またはこれらに相当する学歴を有すると認められる方を除く）

#### ◆保健師：1 人

短大高専卒…昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた方で保健師の資格を有する方もしくは平成 24 年度中に実施する国家試験で取得見込みの方。ただし、当該免許を取得できなかった場合は採用される資格を失います。

#### ◆管理栄養士：1 人

短大高専卒…昭和 58 年 4 月 2 日以降に生まれた方で管理栄養士の資格を有する方もしくは平成 24 年度中に実施する国家試験で取得見込みの方。ただし、当該免許を取得できなかった場合は採用される資格を失います。

#### ◆保育士：若干名

短大高専卒…昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた方で保育士の資格を有する方もしくは平成 24 年度中に実施する国家試験で取得見込みの方。ただし、当該免許を取得できなかった場合は採用される資格を失います。

※「大学卒」は大学卒業程度、「短大高専卒」は短期大学、高等専門学校卒業程度、「高校卒」は高等学校卒業程度の教養試験とする。

### ●第 1 次試験／

◆日時／**9 月 16 日**（日）9：00～試験受付  
 ◆会場／ノースアジア大学（秋田市下北手桜守沢 46-1）

●第 2 次試験／第 1 次試験合格者に通知します。

●申込用紙の請求／申込用紙・受験案内は、7 月 18 日（水）から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎および西木庁舎は地域センターで交付します。

郵便請求の場合は、封筒の表に「職員【区分※ 1】採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して 140 円切手を貼った返信用封筒（角型 2 号サイズ）を必ず同封して、総務課職員係へお送りください。電子メールによる請求は、受け付けていません。

※ 1 試験区分については、**大学卒一般行政職、高校卒一般行政職、保健師、管理栄養士、保育士とそれぞれの区分を明記してください。**

●申込手続き／申込書と自己紹介書には所要事項を全て記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦 6 センチ、横 4.5 センチの写真 1 葉を貼って、総務課職員係あてに提出してください。なお、角館および西木地域センターでは、受付しません。

●申込受付期間／**8 月 1 日**（水）から **22 日**（水）まで（土・日曜日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

郵送の場合は、8 月 22 日必着に限りです。

●申込・問合せ／仙北市総務部総務課職員係  
 〒 014-1298  
 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 番地  
 ☎ 43-1111

# 8

## 「みんなが輝き、豊かで元気に暮らせるまち」 をめざして 仙北市産業振興基本条例を 制定しました

仙北市では、地域を取り巻く環境が大きな変革期を迎えつつあること踏まえ、仙北市産業振興基本条例を昨年 9 月に定めています。

本条例の制定により、事業者をはじめ、市民、経済関係団体、市のそれぞれが主体的に行動し、一体となって産業の振興を図ることで、豊かな自然の中で、みんなが輝き、豊かで元気に暮らせるまちの実現を目指します。

### ●産業振興の基本理念／

- ◆事業者の創意工夫と自助努力を基に、市、事業者、市民が一体で推進する。
- ◆地域経済の活性化と雇用拡大、人材育成に努める。
- ◆地域特性を生かし、事業者、人材等の地域資源を積極的に活用する。

### ●市の責務／

- ◆国、県および経済関係団体と連携し、産業振興施策を推進する。
- ◆事業者、市民の意見を聞き、現状を的確に把握した施策を講ずる。

### ●産業振興の基本理念／

- ◆事業者の経営基盤強化と経営健全化の支援
- ◆新技術、新製品の開発支援
- ◆販路拡大と経営革新の促進
- ◆創業と新事業創出促進
- ◆観光資源と地域特性を生かした観光振興
- ◆産業を担う人材育成と雇用の確保
- ◆伝統工芸品等の保護、育成、技術継承
- ◆市内事業者の受注機会増大と物品、役務の市内消費拡大
- ◆産業振興に必要と認められる事項

### ●事業者の役割／

- ◆市等が行う産業振興策に協力し、地域貢献に努める。

### ●経済関係団体の役割／

- ◆産業振興への取り組みと事業者の支援、地域貢献に努める。

### ●市民の理解と協力／

- ◆産業振興が生活を豊かにし、地域の活性化と持続に寄与することを理解し、市内での消費や事業者の利用に心掛け、その発展への協力に努める。

## 空き家の情報提供を 7月16日～8月31日 空き家の重点調査月間

# 6

今年の冬は雪による空き家の倒壊が相次ぎました。市では、こうした空き家対策のため空き家の実態調査を行っています。

7 月 16 日から 8 月 31 日までを「空き家の重点調査月間」として行政連絡員の協力のもとに各サポートセンターで調査します。特に危険な空き家の情報がありましたら、最寄りの行政連絡員もしくはサポートセンターへお知らせください。

●問合せ／環境防災課 ☎ 43-3308  
 またはサポートセンターへ

### 【産業振興条例とは】

地域社会の変革期に対応し、活力ある仙北市を創造するため、市民、事業者、行政等が一体となって産業を振興する基本的な考え方や施策の方向性を示したものです。

### 【条例を定めた目的は】

産業の振興をまちづくりの礎と位置づけ、定められた施策を体系的、持続的に推進することにより、市民の地域産業振興の意識を高め、また産業を営む全ての方の意欲を助長し、経営基盤の強化を図ることで、雇用の確保と地域経済の活性化を実現し、地域の存続と繁栄に結びつけることにあります。

### 【条例制定により進められること】

- ◆産業振興の理念や基本方針が明らかになることで、産業振興に関する施策等がより効果的に実施されます。
- ◆市民、事業者、行政等の役割が明確化され、地域が一体となって産業振興による活力ある地域づくりに取り組むことができます。
- ◆仙北市産業振興推進委員会が組織され、産業振興策が調査、審議されることで、より有効な施策が展開されます。

※条文は市ホームページをご覧ください。

●問合せ／商工課 ☎ 43-3351

